

国家公務員宿舎（合同宿舎）の改修等に必要経費

事業の目的

国家公務員宿舎法に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条）

現状把握、課題

国家公務員宿舎のうち合同宿舎70,818戸（R3年9月1日時点）の維持整備に当たっては、不具合が起こる前に計画的に改修を行う「予防保全」の観点で工事を実施。

インプット （資源）

○予算の確保
令和3年度予算：7,381百万円

アクティビティ （活動内容）

○必要な改修工事の計画的な実施

アウトプット （活動目標）

○合同宿舎の改修等

合同宿舎施設の改修工
事件数

- ・令和元年度
164件
- ・令和2年度
206件
- ・令和3年度
199件

アウトカム （成果目標）

○既存の合同宿舎の長期間の有効活用

（成果目標）
維持整備計画に基づいた改修工事の実施

- （成果指標）
改修工事を実施した合同宿舎の棟数
- ・令和元年度
399棟（達成度127.5%）
 - ・令和2年度
401棟（達成度122.6%）
 - ・令和3年度
364棟（達成度144.4%）

インパクト （政策効果）

○国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保

○国等の事務及び事業の円滑な運営に資する